

第8期介護保険料改定について

横須賀市では、「高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けるために、健康でやさしい心のふれあうまちの実現」を基本目標として『横須賀市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度））』を策定しました。

計画期間中の3年間の保険給付費と地域支援事業費を合わせた介護保険事業費を基に、介護保険料を改定しました。

I これまでの状況

1. 本市の人口推移

総人口は減少していますが、65歳以上人口は増加を続け、総人口に占める割合も令和2年現在では、約3割となっています。

年齢3区分の推移

区 分	平成12年 (2000年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
総人口	428,645人 100.0%	418,325人 100.0%	406,586人 100.0%	390,838人 100.0%
年少人口 (0～14歳)	56,940人 13.3%	51,670人 12.4%	46,530人 11.5%	41,149人 10.5%
生産年齢人口 (15～64歳)	296,241人 69.1%	261,078人 62.4%	238,148人 58.8%	225,266人 57.7%
高齢者人口 (65歳以上)	74,760人 17.4%	105,576人 25.2%	120,465人 29.7%	124,423人 31.8%

※総人口には年齢不詳を含むため、3区分の計と一致しません。

※平成12年～27年：国勢調査 令和2年：横須賀市人口ビジョン

2. 要介護・要支援認定者数

介護保険のサービスを利用するためには、介護が必要かどうかの認定を受けなければなりません。

これを「要介護・要支援認定」といい、要介護5が最も重度です。

令和2年10月1日現在65歳以上の人のうち約19%の人が、認定を受けています。

要介護・要支援認定者数の推移（各月末日現在 単位：人）

区 分	平成30年 (2018年)	令和2年 (2020年)
高齢者人口 (第1号被保険者)	123,033	124,423
認定率	18.2%	18.9%

II 今後の見込み

1. 本市の人口の推計

横須賀市の将来推計人口

区 分	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
総人口	386,987人 100.0%	383,136人 100.0%	379,285人 100.0%	371,583人 100.0%	327,865人 100.0%	305,292人 100.0%
年少人口 (0～14歳)	40,204人 10.4%	39,259人 10.2%	38,315人 10.1%	36,425人 9.8%	29,850人 9.1%	27,664人 9.1%
生産年齢人口 (15～64歳)	222,936人 57.6%	220,606人 57.6%	218,275人 57.5%	213,615人 57.5%	180,011人 54.9%	157,919人 51.7%
高齢者人口 (65歳以上)	123,847人 32.0%	123,271人 32.2%	122,695人 32.3%	121,543人 32.7%	118,004人 36.0%	119,709人 39.2%

資料：「横須賀市人口ビジョン」

2. 要介護・要支援認定者数の見込み

要介護・要支援認定者数の将来推計（単位：人）

区 分	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
要介護・要支援 認定者	24,084	24,660	25,235	25,789	29,522	28,714
高齢者人口 (第1号被保険者)	123,847	123,271	122,695	121,543	118,004	119,709
認定率	19.4%	20.0%	20.6%	21.2%	25.0%	24.0%

III 要介護・要支援認定者数と介護保険事業費の推計

要介護・要支援認定者数の増加が見込まれています。

第8期介護保険事業計画では、令和5年度の要介護・要支援認定者数は令和2年度の23,497人より約7%増の25,235人と見込んでいます。

介護保険事業費は、第7期介護保険事業計画(平成30年度～令和2年度)の約1,104億円から約1,194億円に増加すると見込んでいます。

IV 第8期計画の介護保険事業費見込額と財源

介護保険料は、介護保険事業計画に基づいて、3年間の介護保険事業費用を賄えるように算定しています。

原則として、介護保険事業を行うための財源の2分の1が第1号被保険者（65歳以上の人）と第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）に納めていただく保険料で、残り2分の1が公費（国・神奈川県・横須賀市の負担金（税金））で賄われています。第1号被保険者と第2号被保険者の保険料負担割合は、全国の第1号被保険者と第2号被保険者の人口割合により3年ごとに決定され、横須賀市における第8期（令和3年度～令和5年度）の負担割合は、第1号被保険者が約24%、第2号被保険者が27%です。

令和3年度～令和5年度の介護保険事業費見込額 119,432百万円

【内訳】

施設サービス	居宅サービス	地域密着型サービス	その他 保険給付	地域支援 事業
34,540 百万円	57,046 百万円	16,843 百万円	7,339 百万円	3,664 百万円

第1号被保険者は、介護保険事業見込額の総額119,432百万円のうち約24%を負担

第1号被保険者 (65歳以上) の保険料 約24%	第2号被保険者 (40歳～64歳) の保険料 27%	国庫負担金 (居宅給付費) 約24%	県負担金 (居宅給付費) 12.5%	市負担金 12.5%
		国庫負担金 (施設等給付費) 約19%	県負担金 (施設等給付費) 17.5%	

※保険給付費に対する国と県の負担割合は居宅給付費と施設等給付費では異なる。

V 第8期計画の第1号被保険者の介護保険料基準額の算出方法

第8期計画期間内の給付費等を約1,194億円と見込んでいます。

これに法令で定められた被保険者の負担割合を乗じた後の金額から、介護給付費準備基金の取崩し額26億円を引いた、第1号被保険者の負担額である261億円を、被保険者数に各料率を乗じた補正被保険者数381千人で除することにより保険料を算出しました。

$$\text{基準額 (年額)} = \frac{\text{②R3～R5年度の給付費等見込額のうち第1号被保険者の負担額} \div \text{③予定収納率}}{\text{④R3～R5年度の第1号被保険者数 (調整後)}}$$

① R3～R5年度の給付費等見込額	1,194 億円
-------------------	----------

②第1号被保険者の負担額	261 億円		
内訳			
給付の種類	対象経費	負担割合	1号被保険者負担分
居宅給付費、施設等給付費 介護予防・日常生活支援総合事業	1,176 億円	24%	282 億円
包括的支援事業等事業費	17 億円	23%	4 億円
特別給付費	1 億円	100%	1 億円
介護給付費準備金の取崩し			-26 億円
合計	1,194 億		261 億円

③予定収納率	98.5 %
--------	--------

④R3～R5年度の第1号被保険者数 (調整後)	381 千人				
基準額を支払う人が何人分に相当するかを算出する 各保険料段階見込人数×保険料の率 (1～4段階は軽減前の率) を合計したもの					
保険料段階	R3～R5 見込人数		率		調整後人数
1	8,172	×	0.50	=	4,086
2	49,228	×	0.50	=	24,614
3	24,719	×	0.70	=	17,303
4	25,002	×	0.75	=	18,752
5	52,602	×	0.85	=	44,712
6	47,703	×	1.00	=	47,703
7	15,153	×	1.10	=	16,668
8	28,350	×	1.20	=	34,020
9	35,988	×	1.30	=	46,784
10	31,965	×	1.35	=	43,153
11	29,218	×	1.50	=	43,827
12	8,933	×	1.70	=	15,186
13	7,103	×	1.80	=	12,785
14	1,974	×	1.90	=	3,751
15	1,096	×	2.00	=	2,192
16	1,317	×	2.10	=	2,766
17	1,290	×	2.20	=	2,838
合計	369,813				381,140

$$\text{基準額 (年額)} = \frac{\text{②261 億円} \div \text{③98.5\%}}{\text{④381 千人}} \div 69,600 \text{ 円}$$

$$\text{基準額 (月額)} = 69,600 \text{ 円} \div 12 \text{ 月} \div 5,800 \text{ 円}$$

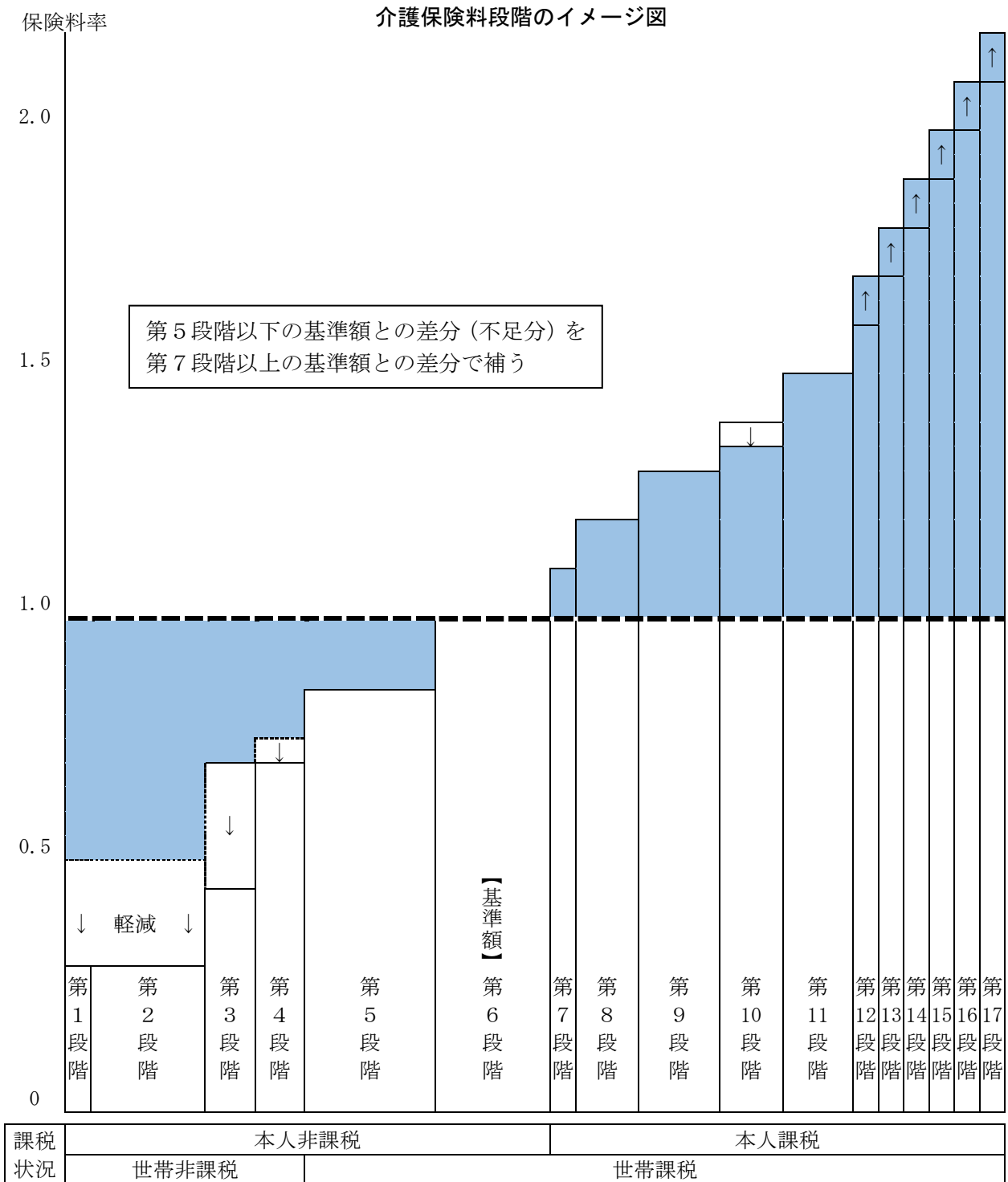
VI 第8期計画の保険料所得段階設定

- (1) 第10段階を0.05ポイント引き下げ、第12段階以上はそれぞれ0.1ポイント引き上げました。
 (2) 国の基準所得金額の一部変更に伴い、所得段階設定を変更しました。

第10段階と第11段階の区切りの変更 200万円→210万円

第11段階と第12段階の区切りの変更 300万円→320万円

- (3) 消費税引き上げ分（5%⇒8%⇒10%）の一部を財源に第1～4段階の保険料を第7期に引き続き軽減しています。



Ⅶ 介護保険料新旧対照表（第7期計画と第8期計画）

第7期（令和元年度（2019年度）～令和2年度（2020年度））

段階	課税状況	対象者	料率	年額 (円)	月額 (円)
1		生活保護受給者及び 老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税者	0.5 ↓ 0.3	33,000 ↓ 19,800	2,750 ↓ 1,650
		市民税世帯非課税者 (課税年金収入額と合計所得金額※の合計が 80万円以下)	0.5 ↓ 0.3	33,000 ↓ 19,800	2,750 ↓ 1,650
2	世帯非課税	市民税世帯非課税者 (課税年金収入額と合計所得金額※の合計が 80万円を超えて120万円以下)	0.7 ↓ 0.45	46,200 ↓ 29,700	3,850 ↓ 2,475
		市民税世帯非課税者 (第1段階から第3段階以外)	0.75 ↓ 0.7	49,500 ↓ 46,200	4,125 ↓ 3,850
3	本人非課税	市民税課税世帯・本人非課税者 (課税年金収入額と合計所得金額※の合計が 80万円以下)	0.85	56,100	4,675
4	本人非課税	市民税課税世帯・本人非課税者 (第5段階以外)	基準 1.0	66,000	5,500
5	世帯課税	市民税本人課税者 (合計所得金額※が 70万円未満)	1.1	72,600	6,050
6		市民税本人課税者 (合計所得金額※が 70万円以上 120万円未満)	1.2	79,200	6,600
7		市民税本人課税者 (合計所得金額※が 120万円以上 160万円未満)	1.3	85,800	7,150
8		市民税本人課税者 (合計所得金額※が 160万円以上 200万円未満)	1.4	92,400	7,700
9		市民税本人課税者 (合計所得金額※が 200万円以上 300万円未満)	1.5	99,000	8,250
10		市民税本人課税者 (合計所得金額※が 300万円以上 400万円未満)	1.6	105,600	8,800
11		市民税本人課税者 (合計所得金額※が 400万円以上 600万円未満)	1.7	112,200	9,350
12		市民税本人課税者 (合計所得金額※が 600万円以上 800万円未満)	1.8	118,800	9,900
13		市民税本人課税者 (合計所得金額※が 800万円以上1,000万円未満)	1.9	125,400	10,450
14		市民税本人課税者 (合計所得金額※が1,000万円以上1,500万円未満)	2.0	132,000	11,000
15		市民税本人課税者 (合計所得金額※が1,500万円以上)	2.1	138,600	11,550

公費負担により料率を第1・2段階は0.2、第3段階は0.25、第4段階は0.05引き下げ

※第7期の介護保険料の算定では合計所得金額からそれぞれ下記を差し引いた額を使用しています。

●第1～6段階の人（本人非課税者）

・公的年金等に係る雑所得

●土地売却等に係る特別控除額がある人

・長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額

第8期（令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度））

段階	課税状況	対象者	料率	年額 (円)	月額 (円)
1		生活保護受給者及び 老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税者	0.5	34,800	2,900
			↓	↓	↓
			0.3	20,880	1,740
2	世帯非課税	市民税世帯非課税者 (課税年金収入額と合計所得金額※の合計が 80万円以下)	0.5	34,800	2,900
			↓	↓	↓
			0.3	20,880	1,740
3	本人非課税	市民税世帯非課税者 (課税年金収入額と合計所得金額※の合計が 80万円を超えて120万円以下)	0.7	48,720	4,060
			↓	↓	↓
			0.45	31,320	2,610
4		市民税世帯非課税者 (第1段階から第3段階以外)	0.75	52,200	4,350
			↓	↓	↓
			0.7	48,720	4,060
5		市民税課税世帯・本人非課税者 (課税年金収入額と合計所得金額※の合計が 80万円以下)	0.85	59,160	4,930
6		市民税課税世帯・本人非課税者 (第5段階以外)	基準 1.0	69,600	5,800
7	世帯課税	市民税本人課税者 (合計所得金額※が 70万円未満)	1.1	76,560	6,380
8		市民税本人課税者 (合計所得金額※が 70万円以上 120万円未満)	1.2	83,520	6,960
9		市民税本人課税者 (合計所得金額※が 120万円以上 160万円未満)	1.3	90,480	7,540
10		市民税本人課税者 (合計所得金額※が 160万円以上 210万円未満)	1.35	93,960	7,830
11		市民税本人課税者 (合計所得金額※が 210万円以上 320万円未満)	1.5	104,400	8,700
12		市民税本人課税者 (合計所得金額※が 320万円以上 400万円未満)	1.7	118,320	9,860
13		市民税本人課税者 (合計所得金額※が 400万円以上 600万円未満)	1.8	125,280	10,440
14		市民税本人課税者 (合計所得金額※が 600万円以上 800万円未満)	1.9	132,240	11,020
15		市民税本人課税者 (合計所得金額※が 800万円以上1,000万円未満)	2.0	139,200	11,600
16		市民税本人課税者 (合計所得金額※が1,000万円以上1,500万円未満)	2.1	146,160	12,180
17	市民税本人課税者 (合計所得金額※が1,500万円以上)	2.2	153,120	12,760	

公費負担により料率を第1・2段階は0.2、第3段階は0.25、第4段階は0.05引き下げ

※第8期の介護保険料の算定では合計所得金額からそれぞれ下記を差し引いた額を使用しています。

- 第1～6段階の人（本人非課税者）
 - ・公的年金等に係る雑所得 ・給与所得が含まれている場合は10万円
- 第7～17段階の人（本人課税者）
 - ・給与所得、または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は10万円
- 土地売却等に係る特別控除額がある人
 - ・長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額